

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、翌日が休日となる場合)

目次

◆告示 都市計画の変更(二件)

告示

鳥取県告示第千二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十年十月三十日

鳥取市三津字小狭間戸、賀露町字中瀬ノ三、字中瀬ノ式、字中瀬ノ一及び字松林、浜坂字ヒル山、滝山字穴谷、海藏寺字土居ノ上、字赤坂、及び字池ノ谷、生山字勝負谷、字二ツ橋、字新前田、字鎌谷、字山立平、字池ノ平、字穴田、字高畠、字水堤、字松ヶ谷、字捨樋谷、字大堤、字大池平、字大休、字長谷、字池平、字芋谷、字海老谷、字芳ヶ谷、字万ヶ谷、字奥山立口、字瓢栗谷、字私都谷、字細谷、字奥山立、字奥山立平、字長畠、字狸谷、字治郎谷、字堀瀬平、字砥石場、字寺谷、字小寺谷、字小狼谷、字狼谷、字本谷、字本谷口、字馬ヶ谷、字岩丸木平、字丸木、字奥岩丸木、字峯寺越谷、字膳棚、字犬聲谷、字芦谷、字洞々谷及び字獻上谷、紙子谷字門上谷、字門所谷、字元結谷北側、字荒神谷及び字元結、香取字權限、字元結口、字宮ノ鼻、字元結西側、字袋谷口、字袋谷、字元結袋谷丸山、字奥袋谷、字元結深谷、字元結提ノ下、字於市谷奥、字於市谷東側、字小山谷西側、字小山谷提下、字小山谷及び字小山谷奥並びに称宣谷字於市谷及び字口矢中変更する部分

鳥取市美萩野三丁目、美萩野二丁目、三津字西山、字西傍弥及び字狭間戸、湖山町西一丁目、賀露町字湊ノ二、字下小路及び字中小路、

- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域
  - 二 都市計画の変更に係る土地の区域  
1 市街化区域

追加する部分

鳥取市三津字小狭間戸、賀露町字中瀬ノ三、字中瀬ノ式、字中瀬ノ一及び字松林、浜坂字ヒル山、滝山字穴谷、海藏寺字土居ノ上、字赤坂、及び字池ノ谷、生山字勝負谷、字二ツ橋、字新前田、字鎌谷、字山立平、字池ノ平、字穴田、字高畠、字水堤、字松ヶ谷、字捨樋谷、字大堤、字大池平、字大休、字長谷、字池平、字芋谷、字海老谷、字芳ヶ谷、字万ヶ谷、字奥山立口、字瓢栗谷、字私都谷、字細谷、字奥山立、字奥山立平、字長畠、字狸谷、字治郎谷、字堀瀬平、字砥石場、字寺谷、字小寺谷、字小狼谷、字狼谷、字本谷、字本谷口、字馬ヶ谷、字岩丸木平、字丸木、字奥岩丸木、字峯寺越谷、字膳棚、字犬聲谷、字芦谷、字洞々谷及び字獻上谷、紙子谷字門上谷、字門所谷、字元結谷北側、字荒神谷及び字元結、香取字權限、字元結口、字宮ノ鼻、字元結西側、字袋谷口、字袋谷、字元結袋谷丸山、字奥袋谷、字元結深谷、字元結提ノ下、字於市谷奥、字於市谷東側、字小山谷西側、字小山谷提下、字小山谷及び字小山谷奥並びに称宣谷字於市谷及び字口矢中変更する部分

浜坂字東浜、字柳原、字下河原壱、字西ウド、字岩ヶ前、字ウツロ谷  
及び字清水ヶ谷、江津字前新田、字中瀬、字藪ノ内、字土橋及び字西  
皆竹、秋里字東皆竹、字藪ヶ土手、字三嶋及び字外河原、松並町二丁  
目、松並町三丁目、丸山町字西大星、徳尾字下山崎及び字上山崎、古  
海字下池ノ内、字上池ノ内、字上町田及び字西中田、古市字西ハツ口  
及び字田之向、滝山字小西谷口、字比丘尼谷、字殿屋敷及び字首山下、  
卯垣一丁目、卯垣四丁目、岩倉字坂谷、字井後及び字棚田並びに安長  
字外河原及び字桶屋田ノ壱並びに岩美郡国府町大字宮下字岩常寺  
削除する部分

鳥取市伏野字中山、三津字石原平、江津字大波止、字外河原及び字  
三嶋河原、卯垣字上河田並びに岩倉字尺山及び字下沢

## 2 市街化調整区域

### 追加する部分

鳥取市江津字藪ノ内、字土橋及び字西皆竹、秋里字東皆竹及び字藪  
ケ土手、松並町二丁目、浜坂字岩ヶ前、古海字上町田並びに岩倉字下  
沢、字棚田及び字井後  
変更する部分  
鳥取市美萩野二丁目、美萩野三丁目、伏野字中山、三津字西傍弥、  
字石原平、字狭間戸、字小狭間戸及び字西山、湖山町西一丁目、賀露  
町字湊ノ二、字下小路、字中小路、字中瀬ノ三、字中瀬ノ式、字中瀬  
ノ一及び字松林、浜坂字東浜、字柳原、字下河原壱、字清水ヶ谷、字  
西ウド、字ヒル山及び字ウツロ谷、江津字大波止、字前新田、字中瀬、  
字外河原及び字三嶋河原、秋里字三嶋及び字外河原、松並町三丁目、  
丸山町字西大星、徳尾字下山崎及び字上山崎、古海字下池ノ内、字上

池ノ内及び字西中田、古市字西ハツ口及び字田之向、卯垣一丁目、卯  
垣四丁目、卯垣字上河田、滝山字穴谷、字小西谷口、字比丘尼谷、字  
殿屋敷及び字池ノ谷、生山字勝負谷、字二ツ橋、字長谷、字新前田、字  
鎌谷、字山立平、字大池平、字芳ヶ谷、字万ヶ谷、字飄栗谷、字長畑、  
字狸谷、字膳棚、字奥山立口、字奥山立、字奥山立平、字細谷、字海  
老谷、字治郎谷、字寺谷、字小狼谷、字狼谷、字獻上谷、字岩丸木平、  
字芦谷、字洞々谷、字奥岩丸木、字丸木及び字峯寺越谷、紙子谷字門  
上谷、字門所谷、字元結谷北側及び字元結、香取字権限、字宮ノ鼻、  
字於市谷奥、字元結西側、字袋谷、字奥袋谷、字元結深谷、字元結提  
ノ下、字小山谷、字於市谷東側、字小山谷西側、字小山谷提下及び字  
小山谷奥、祢宣谷字於市谷及び字口矢中並びに安長字外河原及び字桶  
屋田ノ壱並びに岩美郡国府町大字宮下字岩常寺  
削除する部分  
鳥取市生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字大堤、字池ノ平、字穴田、字高  
烟、字水堤、字大休、字私都谷、字池平、字芋谷、字堺瀬平、字砥石  
場、字小寺谷、字本谷、字本谷口、字大聲谷及び字馬ヶ谷、紙子谷字  
荒神谷並びに香取字元結口、字袋谷口及び字元結袋谷丸山  
荒神谷並びに香取字元結口、字袋谷口及び字元結袋谷丸山

### 三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目一三一〇 鳥取県土木部都市計画課

き、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十一条第二項に  
十一条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十一条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 都市計画の種類及び名称

#### 鳥取都市計画用途地域

#### 二 都市計画の変更に係る土地の区域

##### 1 第一種住居専用地域

###### 追加する部分

鳥取市三津字小狭間戸、海蔵寺字土居ノ上、字赤坂及び字池ノ谷、生山字勝負谷、字二ツ橋、字新前田、字鎌谷、字山立平、字池ノ平、字穴田、字高畑、字水堤、字松ヶ谷、字捨樋谷、字大堤、字大池平、字大休、字長谷、字池平、字莘谷、字海老谷、字芳ヶ谷、字万ヶ谷、字奥山立口、字瓢栗谷、字私都谷、字細谷、字奥山立、字奥山立平、字長畑、字狸谷、字治郎谷、字堺瀬平、字砥石場、字寺谷、字小寺谷、字小狼谷、字狼谷、字本谷、字本谷口、字馬ヶ谷、字岩丸木平、字丸木、字奥岩丸木、字峯寺越谷、字膳棚、字犬聲谷、字芦谷、字洞々谷及び字獻上谷、紙子谷字門上谷、字門所谷、字元結谷北側、字荒神谷袋谷口、字袋谷、字元結袋谷丸山、字奥袋谷、字元結深谷、字元結提

ノ下、字於市谷東側、字小山谷西側、字小山谷提下及び字小山谷  
変更する部分

鳥取市美萩野二丁目、美萩野三丁目、三津字西山、字西傍弥及び字狭間戸、浜坂字東浜、東今在家字中瀬及び字下中瀬、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目並びに布勢字仁王堂、字村土居及び字真崎西分

###### 削除する部分

鳥取市伏野字中山、三津字石原平、東今在家字主水渕及び字段子瀬  
並びに布勢字前田及び字真崎東分

##### 2 第二種住居専用地域

###### 追加する部分

鳥取市浜坂字清水ヶ谷、字西ウド、字岩ヶ前、字ヒル山、字ウツロ谷、字東ウド、字高態、字大手町、字鹽井手、字四久保田、字穴井後、字實黒、字加路田、字五反田及び字ウツロ、滝山字穴谷、吉成字鰯田、字大曲り、字新田、字内紀田、字高畑ヶ、字六膳、字迷川、字若宮、字西ノ欠、字中坪、字下坪、字稻場、字八向、字下沢、字東井手口、字分木、字上分木、字山王、字高木、字上井原、字宮沢、字下出口及び字中沢、宮長字井原、字大土手、字畠ヶ田、字大膳、字江崎、字土手ノ下、字高畑ヶ、字長堀、字北畠ヶ、字北屋敷、字宮ノ下、字宮ノ後、字前屋敷、字土居ノ前、字大坪、字竹ヶ鼻及び字管田、的場字樋詰下タ及び字小寺、大覚寺字井古田、字前田、字思案橋、字山王、字藏ノ欠、字沢、字稻荷廻り、字七反口、字限ノ内、字田中前、字雲仙田、字刈屋ヶ坪、字長限通及び字穴田、新字上沢、雲山字中沢、字田村田及び字川上、立川町五丁目、南吉方三丁目、大杙字小向、字吉野田、字一町田、字一本木及び字五万田、東今在家字中瀬、覺寺字石前、

字横丁及び字加露田、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目並びに布勢字仁王堂、字村土居、字真崎西分、字前田及び字真崎東分並びに岩美郡国府町新通り一丁目

### 変更する部分

鳥取市湖山町西一丁目、浜坂字柳原、字下河原壱、字上ノ山ノ(一)、

字上土居、字湯原及び字場田、滝山字小西谷口、字比丘尼谷、字殿屋敷及び字首山下、卯垣一丁目、吉成南町二丁目、大杵字湯草田、字田

中土居、字狭間、字五反田、字六反田、字横長及び字上八町並びに東

今在家字一本木、字下向、字中向、字上向、字主水渕、字段子瀬及び

字下中瀬並びに岩美郡国府町新通り二丁目

### 削除する部分

鳥取市叶一丁目

### 追加する部分

鳥取市吉成字中沢、字七反田通及び字下大樋井、大覚寺字沢、新字

上大樋井及び字上沢並びに雲山字中沢、字田村田、字川上及び字細田  
変更する部分

鳥取市秋里字三嶋及び字外河原、松並町二丁目、松並町三丁目、丸  
山町字西大星、安長字外河原、吉成南町二丁目、叶一丁目、吉成字西  
分木、字墓ノ下、字西ノ次、字中坪、字六郎免、字柳ヶ坪及び字下坪、  
大覚寺字江崎、雲山字背戸田、浜坂字鹽井手、字四久保田、字穴井後、  
字岩常寺

### 削除する部分

鳥取市浜坂字清水ヶ谷、字西ウド、字岩ヶ前、字ウツロ谷、字上ノ山ノ(一)、字上土居、字湯原、字場田、字東ウド、字高態、字大手町、  
字五反田及び字ウツロ、吉成字分木及び字上分木、大覚寺字井古田及  
び字思案橋並びに覚寺字石前及び字横丁

### 4 近隣商業地域

#### 変更する部分

鳥取市松並町三丁目及び丸山町字西大星

### 5 準工業地域

#### 追加する部分

鳥取市吉成南町一丁目、吉成南町二丁目、吉成字打明、字鰯田、字

大曲り、字新田、字内紀田、字六膳、字西分木、字墓ノ下、字西ノ久、  
字分木、字上分木及び字山王、叶一丁目、宮長字井原並びに大覚寺字

江崎、字井古田及び字思案橋

#### 変更する部分

鳥取市賀露町字湊ノ二、字下小路及び字中小路、安長字外河原及び

字桶屋田ノ壱、吉成字中坪、字六郎免、字柳ヶ坪、字下坪、字稻場、  
字八向、字下沢、字上井原、字宮沢、字中沢及び字七反田通、新字上

大樋井、立川町五丁目、南吉方三丁目並びに大杵字湯草田、字小向、  
字吉野田、字一本木、字五万田、字六反田及び字横長並びに岩美郡  
府町新通り一丁目及び新通り二丁目

#### 削除する部分

鳥取市吉成字東井手口、字高木、字下出口及び字下大樋井、大杵字  
田中土居、字狭間、字五反田、字一町田及び字上八町並びに東今在家  
字一本木、字下向、字中向及び字上向

## 6 工業地域

## 追加する部分

鳥取市香取字元結西側、字元結提ノ下、字於市谷奥、字於市谷東側、字小山谷西側、字小山谷提下、字小山谷及び字小山谷奥、祢宜谷字於市谷及び字口矢中並びに的場字六反長及び字大樋詰

## 変更する部分

鳥取市徳尾字下山崎及び字上山崎、古海字下池ノ内、古市字西ハツ口及び字田之向、叶一丁目、宮長字井原、字大土手、字烟ヶ田、字高畑ヶ、字長堀、字宮ノ下、字宮ノ後、字土居ノ前、字大坪、字竹ヶ鼻及び字管田、的場字寺後口、字大限、字上ハブ丁、字小樋詰、字樋詰下タ及び字小寺、新字上大樋井並びに雲山字背戸田、字田村田、字川上及び字細田

## 削除する部分

鳥取市吉成南町一丁目、吉成南町二丁目、吉成字打明、字觸田、字大曲り、字新田、字内紀田、字高畑ヶ、字六膳、字迷川、字若宮、字西ノ欠、字中坪、字下坪、字東井手口、字分木、字上分木、字山王、字高木、字中沢及び字下大樋井、宮長字大膳、字江崎、字土手ノ下、字北畑ヶ、字北屋敷及び字前屋敷、大覺寺字井古田、字前田、字思案橋、字山王、字藏ノ欠、字沢、字稻荷廻り、字七反口、字隈ノ内、字田中前、字雲仙田、字刈屋ヶ坪、字長限通及び字穴田、新字上沢並びに雲山字中沢

7 工業専用地域  
追加する部分

鳥取市浜坂字東浜並びに賀露町字中瀬ノ三、字中瀬ノ四、字中瀬ノ

## 一及び字松林

## 変更する部分

鳥取市古海字下池ノ内、字上池ノ内、字上町田及び字西中田並びに的場字大限、字上ハブ丁、字小樋詰、字六反長、字樋詰下タ及び字大樋詰

## 削除する部分

鳥取市的場字寺後口

## 三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課